

滋賀労働局発表
令和8年3月24日(火)

担 当	職業安定部 職業安定課
	課長 杉本 一 弥
	地方職業安定監察官 赤堀 和彦
	職業紹介第一係 西川 千尋
電	話 077-526-8609

滋賀県における高校生の就職慣行の見直しについて

～公開求人導入により、生徒の応募機会拡大と企業の人材確保を図ります～

令和8年2月9日に開催された滋賀県高等学校就職問題検討会議（事務局：滋賀労働局職業安定部職業安定課、滋賀県教育委員会事務局高校教育課）において、平成14年度から維持されてきた高等学校等卒業予定者の就職に係る申し合わせ事項を、令和8年度から見直すことが決定されましたので、お知らせします。

1 見直しの概要

滋賀県内においては、これまで事業所が高卒求人を提出する際には、求人票を提出する学校を指定する取扱いとしていましたが、令和8年度より事業所が「指定校求人」または「公開求人（指定校なし求人）」のいずれかを選択できる取扱いを開始します。

2 見直しの趣旨および期待される効果

近年、人材確保に苦慮する中小企業が増加している中、地域産業に必要な労働力を充足する機会を提供するとともに、指定校求人が少ない学校に所属する生徒の応募機会を拡大する観点から、申し合わせ事項を見直すこととしたものです。

本見直しにより、これまで指定校制の下では応募者が得られなかった事業所は、「公開求人」を選択することで、より広範な生徒に対して求人情報を提供することが可能となり、応募者の確保につながることを期待されます。

また、指定校求人が少ない学校に所属する生徒においては、応募可能な求人の選択肢が拡大することにより、希望や適性に合った求人への応募機会の向上が期待されます。

3 参考

滋賀県高等学校就職問題検討会議は、高等学校から職業生活への円滑な移行を図るため、産業界、高等学校関係者、教育行政機関および労働行政機関により構成されています。

添付資料

- ・滋賀県高等学校就職問題検討会議設置要綱
- ・リーフレット「（高卒求人の提出をお考えの事業主の皆様へ）滋賀県における高校生の就職慣行見直しが決定されました」
- ・参考資料「高校生の就職活動のスケジュールについて」

滋賀県高等学校就職問題検討会議設置要綱

1 設置目的

高等学校から職業生活への円滑な移行を図り、もって、若年期に適切なキャリアを形成し、産業界の基幹的な人材として活躍できる環境が担保されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡、検討、協議等を行うために「滋賀県高等学校就職問題検討会議」（以下「県検討会議」という。）を設置する。

2 検討事項

県検討会議は、その目的を達成するため次の事項について検討を行う。

- (1) 応募・推薦方法のあり方について
- (2) 高等学校卒業者の就職支援について
- (3) その他

3 構成

- (1) 県検討会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 県検討会議の議長は、滋賀労働局職業安定部職業安定課長が務める。
- (3) 県検討会議は、2に掲げる事項について調査等を行うため作業部会を設置する。
- (4) 作業部会は、委員が所属する機関の担当者をもって構成する。

4 運営

- (1) 県検討会議は、議長が必要に応じて招集、運営する。
- (2) 作業部会の会議は、事務局長が必要に応じて招集し、その結果については事務局長が県検討会議において報告する。

5 議事の公開

- (1) 県検討会議で協議された申合せ、確認事項等は、報道機関に発表する等適切な方法で幅広く速やかに公表する。
- (2) 県検討会議の議事については、原則として公開するものとし、事務局長は当該議事録の作成・保管等を行い、事務所内に備え付ける等閲覧希望者が閲覧できるよう必要な措置を講ずる。

6 事務局

- (1) 県検討会議の事務局は、滋賀県教育委員会事務局高校教育課及び滋賀労働局職業安定部職業安定課において取り扱う。
- (2) 県検討会議の事務局長は、滋賀県教育委員会事務局高校教育課長がこれにあたる。

7 その他

この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は県検討会議において定める。

附則

- この要綱は平成14年5月24日から施行する。
この要綱は令和2年6月24日から改定する。
この要綱は令和5年1月19日から改定する。
この要綱は令和6年4月1日から改定する。
この要綱は令和7年2月12日から改定する。

別 表

滋賀県高等学校就職問題検討会議 検討委員

一般社団法人 滋賀経済産業協会 専務理事

滋賀県中小企業団体中央会 専務理事

滋賀県進路保障推進協議会 会長 ((併) 滋賀県高等学校等進路指導研究会 会長)

滋賀県進路保障推進協議会事務局 事務局長

滋賀県高等学校等進路指導研究会 就職部会長

滋賀労働局職業安定部 職業安定課長

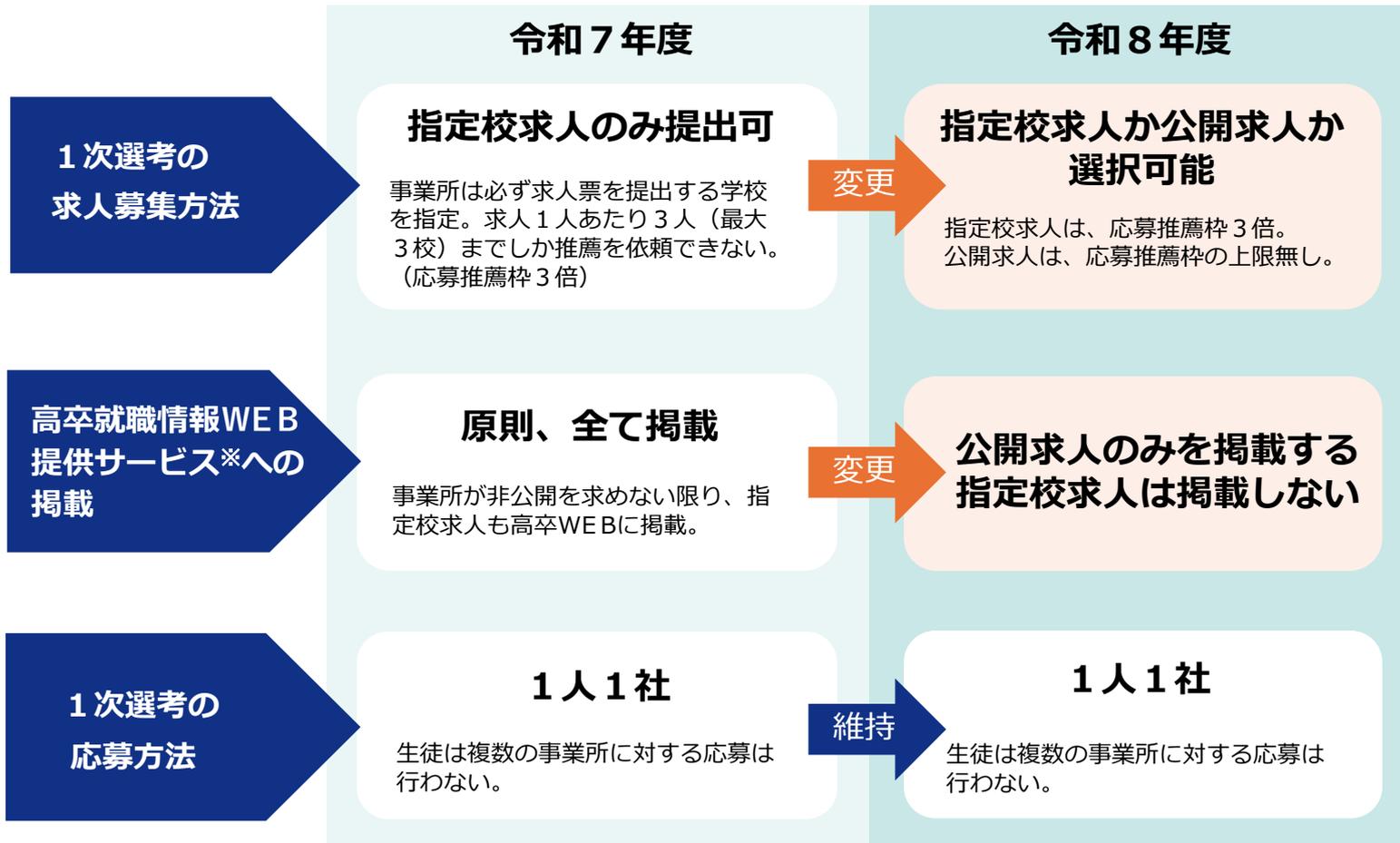
滋賀県子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課長

滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課長

滋賀県教育委員会事務局 高校教育課長

滋賀県における高校生の就職慣行見直しが決定されました

令和8年2月9日に開催の滋賀県高等学校就職問題検討会議において、人材確保に苦慮される中小企業の実情に鑑み、地域産業に必要な労働力を充足する機会を提供する観点、および指定校求人が少ない学校に所属する生徒の応募機会を拡大する観点から、平成14年度から維持されてきた申し合わせ事項を、以下のとおり令和8年度から見直すことが決定されました。



指定校求人・公開求人の特徴をご確認いただいた上、ご選択をお願いします

指定校求人

推薦を依頼する学校を指定、応募者を指定先の学校の生徒に限定する求人申込み。

- ◆ 推薦依頼数は、求人数の3倍以内までに限定。
- ◆ 推薦依頼先高校一覧表を作成し、各推薦依頼先高校に求人票の提出が必要。
- ◆ 推薦依頼先高校とのコミュニケーションにより、応募の見通しが把握しやすく、求める人物像に近い応募が期待できる。
- ◆ 1次選考終了後、10月1日以降未充足の場合は指定校の解除が可能。

公開求人

学校、課程を問わず、全ての高等学校等からの応募者を受け付ける求人申込み。

- ◆ 広範に情報提供でき応募数の上限がないため、応募者の増加、拡大が期待できる。
- ◆ 高卒WEBシステムに情報掲載されるため、原則、高校への求人票送付不要。
- ◆ 想定していない学校からの応募の可能性あり。
➔ 応募の全てを受け付け、公平、公正に選考しなければならない！
- ◆ 応募の状況により選考コストが増加する可能性あり。
- ◆ 募集途中での指定校求人への変更不可。

※高卒就職情報WEB提供サービスとは・・・ 厚生労働省が運営する 全国の高卒求人情報を閲覧することができるWEBサイト。高等学校等の進路指導担当教員、生徒及びその保護者のみ閲覧可能。

高校生の就職活動のスケジュールについて

高校生の職業紹介は、ハローワークと学校との連携により実施しており、全国高等学校就職問題検討会議（国（厚生労働省、文部科学省）、高校（全国高等学校長協会）、主要経済団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会）により構成）の申合せにより、応募のスケジュール等が定められている。また、都道府県高等学校就職問題検討会議（労働局、都道府県（学校主管部局、雇用対策主管部局）、学校側代表、産業界代表等により構成）において、各地域の実情に応じて、一人一社制等を申し合わせている。

